

(13) 対ロシア外交

(長期)基本政策

(中期)施策

(短期)事業

幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ること



- 3 6 平和条約締結への取組・・・・・・・・・・ 個別事業群
 - ・条約交渉
 - ・北方領土問題解決に向けた環境整備
- 3 7 経済分野における協力推進・・・・・・・・・・ 個別事業群
- 3 8 国際舞台における協力の推進・・・・・・・・・・ 個別事業群
- 3 9 政治対話の積極的実施・・・・・・・・・・ 個別事業群
- 4 0 相互理解の増進・・・・・・・・・・ 個別事業群
 - ・人的交流
 - ・文化交流

【基本政策の意義】

真に安定的な日露関係を構築することは、日露両国の利益に適うのみならず、北東アジア地域全体の観点から大きな戦略的・経済的重要性を持つ。このような認識の下、わが国は、平成 15 年 1 月の小泉総理の訪露の際に採択された「日露行動計画」の着実な実現を通じて、日露間で幅広い分野における協力を進めて、両国間の信頼関係を築いていく中で、平和条約交渉を更に前進させていく。四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針に基づき、今後とも粘り強い交渉を続けていく。

【基本政策と中期施策との関係】

平成 15 年 1 月の小泉総理の訪露の際に採択された「日露行動計画」は、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の 6 つの柱を中心として、日露関係を幅広く進展させていくためのいわば「海図」となるものである。「行動計画」は着実に実施されつつあり、サハリン・プロジェクト、太平洋パイプライン・プロジェクト等エネルギー分野における協力、朝鮮半島情勢等国際舞台における協力をはじめとして、幅広い分野において協力が進展しつつある。12 月にはカシヤノフ首相が訪日し、過去一年間の協力の成果を総括した共同声明が採択された。今後とも「行動計画」の着実な実現を通じて、幅広い分野における協力を進めていく中で、平和条約交渉をさらに前進させていく。

【有識者の意見等】

平成 15 年 8 月に実施された「外交政策評価パネル」報告書では、(i)ロシアの内外情勢を考慮すれば、領土問題に対するわが国の方針は現実的対応である、(ii)外務省では領土問題につき国際法的観点からの詰めも十全になされている等肯定的評価を得た。他方で、(iii)日露国民レベルの認識の不均衡を是正するために、日本国民の対露認識の向上に力を入れる必要がある、(iv)領土問題については従来どおり「法と正義」による解決の機が熟すのを待ち、領土問題に関するわが国の法的立場を害さないことを確認しつつ、実務的な問題処理と協力関係を積み重ねていくほかないとの意見を得た。

3 6 平和条約締結への取組

評価責任者	欧州局ロシア課長 松田 邦紀
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 18 日
<p>1 . 【評価を行う目的】 対露外交の基本方針、その進捗状況、及びその効率的実施の状況につき、国民への説明責任を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】 北方領土問題は、戦後 50 年以上にわたり未解決のままとなっている日露関係上最大の懸案である。領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った堅固な日露関係を構築することは、単に日露二国間の関係のみならず、北東アジア地域全体の観点から大きな戦略的・経済的重要性を持つ。 施策の概要以下のとおり（詳細は下記 3 . (2) 参照） (a)平和条約締結問題日露合同委員会（国境画定委員会、・共同経済活動委員会） (b)四島交流、自由訪問、北方墓参 (c)世論啓発事業 (d)北方四島住民支援</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】 (1) 必要性 領土問題を解決して平和条約を締結することは、真の信頼関係に立った堅固な日露関係を構築し、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であり、北東アジア地域の安定と繁栄のためにも必要。幅広い分野での日露関係を進展させる中で、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることはわが国の外交政策の中でも最も重要な懸案の一つであり、行政機関として外務省が当該施策を実施することは適当である。</p> <p>(2) 有効性 (a) 平和条約締結問題日露合同委員会 平成 15 年度も日露両国外相を議長とする平和条約締結問題日露合同委員会の下に設置された国境画定委員会及び共同経済活動委員会において精力的な平和条約交渉が継続された。 平和条約締結問題日露合同委員会は両国外相が両国関係上最大の問題である平和条約締結問題につき話し合うための場である。また国境画定委員会・共同経済活動委員会はそれぞれ外務次官級で行われる協議であり、平和条約締結問題日露合同委員会における議論と一体を成すものである。平成 15 年度については、5 月及び 9 月に日露外相会談を行い、首脳間の交渉フォローアップを効果的に行うことができたという観点から、有意義な活動を行うことができた。 また、平成 15 年 1 月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」では、その 6 つの柱の内の重要な柱の一つとして「平和条約交渉」が掲げられ、領土問題の早期解決のために交渉を加速する旨明記された。</p> <p>【平成 15 年度実績】 (イ) 日露外相会談 5 月 於パリ 9 月 於ニューヨーク (ロ) 国境画定委員会・共同経済活動委員会 4 月 日露次官級協議（東京）</p>	

10月 日露次官級協議（モスクワ）

(b) 四島交流・自由訪問・北方墓参

平成 15 年度を通じて、内閣府との協力の下、四島交流・自由訪問・北方墓参の各行事が年間計画にそって実施された。本事業は、北方四島の旧島民をはじめとする日本国民と四島のロシア人住民との間の相互理解を促進し、現住民のわが国に対する懸念・不安等を解消するという観点から、平和条約交渉の環境整備として極めて大きな意義を有する事業である。平成 14 年度から引き続き、各事業の実施にあたって使用される船舶の契約を随意契約から一般競争入札を行っている

【15 年度実績】

- ・ 四島交流（訪問 11 回（546 人））
- ・ 自由訪問（訪問 4 回（190 人））
- ・ 北方墓参（訪問 4 回（156 人））

(c) 世論啓発事業

北方領土問題について十分な理解を有していると言い難いロシア国民に対して、この問題の歴史的経緯及び日露関係の完全な正常化の必要性について啓発することは、ロシアとの間で平和条約交渉を進める上で不可欠であり、またロシア国民がわが国との平和条約の締結を望むことは、領土問題の解決に向けたロシア側交渉当事者の積極的な態度を喚起することにつながるものである。平成 15 年度においては、下記の実績があり、ロシア国民に対して日露関係の重要性についてより広くアピールすることができた。また、広く国民に日露関係の重要性につき訴えるため、平成 15 年 1 月に両首脳により採択された「日露行動計画」に盛り込まれた啓発資料の作成を事務レベルで進めている。

【平成 15 年度実績】

- ・ 第 3 回日露フォーラムの開催（イルクーツク）
- ・ 総理訪露時にロシアの雑誌『コメルサント・プラスチ』を買い上げ

(d) 北方四島住民支援

北方四島住民支援については、四島住民にとって真に人道的に必要な支援を実施していくことにより、四島住民のわが国に対する信頼感を高め、もって平和条約締結交渉の促進に向けた環境を整備していくとの方針の下実施してきている。平成 15 年度以降は、人道支援の本旨に立ち返り、施設建設案件は実施せず、四島住民にとって真に人道的に必要な支援を実施していくこととした。平成 15 年度においては、患者受入れ及び現地のニーズに応じた医薬品及び食糧品の供与を実施した。前者については、四島から距離的に近い根室市で受け入れることにより予算の効率的な執行を図るとともに、択捉島側よりも謝意が表明されるなど、高い評価が得られた。後者については、四島住民側からの要請を受けて 6 月末から 7 月上旬にかけて実施した現地ニーズ調査の結果を踏まえ、ニーズが確認された医薬品及び食料品を供与した。

【平成 15 年度実績】

択捉島からの患者 2 名の受入れ（9 月～11 月）
現地のニーズに応じた医薬品及び食糧品の供与（1 月）

（3）優先性

「平和条約交渉」は、日露関係の飛躍的発展のために避けて通ることのできない最優先課題である。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

日露間には、未だ北方領土問題が未解決のまま残されている。この問題については、わが国としては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する、という一貫した方針に立っており、平成 15 年度もこのような方針に則って、首脳・外務大臣・事務レベルでそれぞれ精力的な交渉が継続された。今後は、幅広い分野で日露関係を進展させていく中で、それぞれの分野が互いに肯定的な相互作用を及ぼし合うことを通じて、この問題についても前進を図っていくことが重要である。そのためには上記の手段を通じて、平和条約交渉の進展及び領土問題解決に向けた環境整備の進展に努めなくてはならない。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省「われらの北方領土」(外務省 HP に掲載：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/pr/pub/pamph/hoppo6.html>)
- ・ 四島交流・自由訪問・北方墓参の各事業の実施報告(上記「われらの北方領土」に掲載)
- ・ 第3回日露フォーラム総括文書(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/jr_forum3_s.html)
- ・ 「日露行動計画」(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kodo_0301.html)
- ・ 総理訪露時の諸報道

7. 【備考・特記事項】

各行事について最低限の要員で行う一方、大型行事は全課体制で対応する等、状況に応じて人員を柔軟に配置することにより、人的・時間的効率化を図った。また、出張についても必要性を精査した上で最低限の人数で行い、コスト削減に努めた。

平和条約締結問題への取り組みの成果を測るには、短期的に目に見える統計やデータ等、定量的な評価が困難である。そのため、本評価シートにおいては、施策の効果の分析ではなく、これまでの事実関係、経緯、現状を説明することに主眼を置いている。

3 7 経済分野における協力推進

評価責任者	欧州局ロシア課長 松田 邦紀
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 18 日
<p>1 .【評価を行う目的】 対露外交の基本方針、その進捗状況、及びその効率的実施の状況につき、国民への説明責任を果たす。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】 日露関係の戦略的・経済的意義を具体化する分野の一つとして貿易経済分野の協力は重要である。平成 15 年 1 月に採択された「日露行動計画」では、6 つの柱のうちの重要な柱の一つとして「貿易経済分野における協力」が掲げられ、下記(a)から(h)項目を含む幅広い分野における協力を進めていく旨表明された。 施策の概要以下のとおり（詳細は下記 3 .(2) 参照）。 (a)貿易投資政府間委員会（極東投資分科会・極東分科会）、(b)エネルギー協力、(c)貿易投資の促進のための諸措置、(d)科学技術分野の協力、(e)環境分野の協力、(f)運輸分野の協力、(g)漁業分野の協力、(h)対露技術支援</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】 (1) 必要性 「日露行動計画」の 6 つの重要な柱の一つとして掲げられた「貿易経済分野における協力」を推進することは、幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図るという基本政策に資するものである。</p> <p>(2) 有効性 (a) 貿易投資政府間委員会（貿易投資分科会・極東分科会） 平成 15 年 6 月、川口外務大臣がウラジオストクを訪問し、フリステンコ副首相との間で貿易経済日露政府間委員会共同議長間会合を開催し、サハリン・プロジェクトの更なる進展、太平洋パイプライン・プロジェクトのもつ戦略的意義を確認したほか、幅広い日露間の経済問題につき意見交換を行った。また、6 月に極東分科会、10 月に貿易投資分科会が開催され、日露間の貿易経済分野に関する諸問題等が議論された。</p> <p>(b) エネルギー協力 サハリン・プロジェクト及び太平洋パイプライン・プロジェクト等のエネルギー分野を含む幅広い分野において日露間の協力が具体的なかたちで進展した。サハリン・プロジェクト関連の受注の増加が日露貿易取引に好影響を与えた。 12 月のカシヤノフ露首相訪日の際に採択された「共同声明」において、アジア太平洋地域全体のエネルギー安全保障強化を促進するエネルギー分野における日露間の協力を一層推進していくことで一致した。</p> <p>(c) 貿易投資の促進のための諸措置 6 月の日露貿易経済共同議長間会合、10 月の貿易投資分科会をはじめさまざまな機会に、ロシアにおける更なる投資環境の改善（不透明な通関手続き等障壁となる問題の除去を含む）を求め、JBIC、NEXI 等による貿易投資金融の活用促進を慫慂するとともに、日露共同ビジネスをめぐる問題点を指摘し、解決に向けた働きかけを行った。また、日露貿易投資促進機構の設立に向けた意見交換を行った。 6 月、川口外務大臣の訪問とあわせてウラジオストクで貿易経済日露政府間委員会極東分科</p>	

会第6回会合を官民で開催し、わが国とロシア極東地域との経済協力の進展につき官民双方から強い期待感が示された。

12月のカシヤノフ露首相訪日の際に「日露貿易投資促進機構の設立に関する覚書」を採択し、平成16年4月以降の早期に日露貿易投資促進機構を早期に設立することについて一致した。

(d) 科学技術分野の協力

・科学技術委員会

平成15年1月にモスクワにて第8回会合を開催し、16分野102からなる平成15年～16年の日露科学技術計画を作成した。関税トラブルの解決につき意見交換を行った。

・海洋の科学調査

平成15年11月わが国海洋調査船の露排他的経済水域での調査について専門家も交え意見交換を行った。

(e) 環境分野の協力

・日露環境保護合同委員会

平成15年6月モスクワで第4回会合を開催し、平成15年～16年の「日露環境保護協力計画」について協議した。また初めての試みとして北方四島の環境問題に関する意見交換を実施した。12月のカシヤノフ露首相訪日の際に採択された「共同声明」において、今後とも環境保全分野における協力を強化していくことを確認した。

(f) 運輸分野の協力

平成14年11月に東京において第4回日露新航空協定交渉を実施、新協定案の多くの点につき調整が進んだ。

12月のカシヤノフ露首相訪日の際に採択された「共同声明」において、新たな日露航空協定締結準備にかかる共同作業及びシベリア鉄道運営の改善のための意見交換を引き続き継続していくことを確認した。

(g) 漁業分野の協力

(イ) 漁業交渉

平成15年3月、モスクワで日露漁業合同委員会第19回会議を開催し、わが国200海里におけるロシア系サケ・マス類の同年の操業及び漁業関連の協力につき妥結。

平成15年11月、モスクワで北方四島周辺操業枠組み協定に基づく政府間協議及び民間交渉を実施し、協定の1年間延長及び16年の操業条件につき妥結した。

平成15年12月、モスクワにおいて日ソ地先沖合漁業協定に基づく日露漁業委員会第20回会議を実施。平成16年の操業条件につき妥結した。

12月のカシヤノフ露首相訪日の際に採択された「共同声明」において、漁業分野における伝統的に幅広い協力関係を互恵的基盤の上に更に発展させることが重要であることを確認した。

(ロ) 密漁問題

偽造の貨物税関申告書を特定するための日露間の通報システムが順調に機能。

平成15年10月に開催された次官級協議等、日露二国間協議の場において、海洋生物資源の保存等の観点から、今後の両国間の更なる協力の可能性につき検討することで一致。本件問題に関する両国間の協力に対する評価及び今後の取り組みに関する事項が、12月のカシヤノフ露首相の訪日の際には「水産物の密漁・密輸出対策の強化に関する共同新聞発表」を発出した。

(h) 対露技術支援（日本センター事業）

ロシアにおける改革の促進のための技術支援を行う日本センター事業は、「日露行動計画」において、「ロシア連邦の市場経済への移行を促進した」との意義が明記されている他、ロシア各地で高い評価が得られている。平成15年度においては、支援委員会廃止後の新たな枠組みの下で、ロシア側においてニーズの高い各種事業（ビジネス講座、訪日研修、日本語講座等）を実施した他、技術支援の成果を活用する形で日露経済交流の促進に向けた事業（ビジネス・マッチング等）を行った。平成15年6月には、日本センターの活動に関する覚書が日露両政府間で

署名され、今後とも日本センターの活動を発展させていくことが確認された。

(3) 優先性

上述のとおり、「貿易経済分野における協力」は、「日露行動計画」の6つの重要な柱の一つとして掲げられている。「行動計画」の着実な実現を通じて、日本とロシアの間で幅広い分野における協力を進めて、両国間の信頼関係を築いていく中で、平和条約交渉を更に前進させていくためにも、貿易経済分野における協力の推進を実施していくことは優先課題の一つであった。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

現在、「日露行動計画」が着実に実現され、特に 貿易投資促進のための協力、太平洋パイプライン・プロジェクトを始めとするエネルギー分野での協力が進展し、こうした協力の進展は平成15年12月のカシヤノフ首相の訪日の際に「共同声明」の中で確認された。今後とも上記施策を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことはわが国経済界の利益増進のみならず、平和条約交渉の観点から重要である。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「日露行動計画」(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kodo_0301.html)
- ・「M.M.カシヤノフ・ロシア連邦首相の日本国公式訪問に関する共同声明」
(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/seimei_0312.html)
- ・「日露貿易投資促進機構の設立に関する覚書」
(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/oboe_0312.html)
- ・「北西太平洋における水産物の密漁及び日本国の港への密輸出に係る対策の強化に関する共同新聞発表」
(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/hapyou_0312.html)

7. 【備考・特記事項】

各行事について最低限の要員で行う一方、大型行事は全課体制で対応する等、状況に応じて人員を柔軟に配置することにより、人的・時間的効率化を図った。また、出張についても必要性を精査した上で、最低限の人数で行い、コスト削減に努めた。

平成15年度において、日露の経済関係は、好調なロシア経済やエネルギー分野における二国間協力の進展を背景に上向きつつあり、平成15年の貿易高は対前年同期比31.3%増加し、良好な動きが現れている。これは、貿易経済分野における協力、特に太平洋パイプライン・プロジェクト及びサハリン1,2プロジェクト等のエネルギー分野における協力をはじめとする「日露行動計画」に基づいた幅広い分野での日露間の協力が進展していることが影響していると考えられる。

もっとも、これらの数値の増減には民間企業をはじめとする多くの主体が関係し、外務省の施策による効果のみを抽出することは困難である。また、貿易経済分野における協力の成果を測るには、目に見える統計やデータ等と施策の因果関係につき、定量的な評価が困難である。更には、短期的な評価は難しく、長期的な視点が必要であることに留意すべきである。そのため、本評価シートにおいては、施策の効果の分析ではなく、これまでの事実関係、経緯、現状を説明することに主眼を置いている。

3 8 国際舞台における協力推進

評価責任者	欧州局ロシア課長 松田 邦紀
評価実施年月日	平成 16 年度 3 月 18 日
<p>1 . 【評価を行う目的】 対露外交の基本方針、その進捗状況、及びその効率的実施の状況につき、国民への説明責任を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】 近年、国際舞台において、日露両国が関心を共有する分野は多岐にわたっており、両国が国際問題や地域情勢に関し、緊密に協力する意義は大きい。平成 15 年 1 月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」では、6 つの柱の内の重要な柱の一つとして「国際舞台における協力」が掲げられ、国連、G8、テロ対策、アフガニスタン復興、北朝鮮問題、イラク復興等の分野における協力等を通じて、戦略的パートナーとしての対話と行動を推進する旨表明された。 施策の概要以下のとおり（詳細は下記 3 . (2) 参照） (a) グローバルな問題の解決のための協力分野、(b) 軍備管理・軍縮・不拡散分野、(c) 地域情勢に関する対話</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】 (1) 必要性 「日露行動計画」の 6 つの重要な柱の一つとして掲げられた「国際舞台における協力」を積極的に実施することは、幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図るという基本政策に資するものである。</p> <p>(2) 有効性 (a) グローバルな問題の解決のための協力分野 具体的な協力案件としては、タジキスタン・アフガニスタン国境地域における UNODC (国連薬物犯罪プロジェクト) の麻薬対策プロジェクトへの協力がある。本プロジェクトは、アフガニスタンで生産され、タジキスタンを経由して世界各地に流通する麻薬をタジキスタン国境に駐留するロシア国境警備隊の協力を得て捕捉することを目的としている。 また、平成 14 年度に引き続き日露テロ協議が 6 月に開催され、日露間の国際テロ問題に対する協力が進められた。 (b) 軍備管理・軍縮・不拡散分野 本年度においては、ロシア太平洋艦隊のヴィクター 級退役原潜解体事業の実施取り決め及び関連の諸契約が署名され、同事業が開始された。 (c) 地域情勢に関する対話 首脳レベル、外相レベルにおいても北朝鮮やイラク情勢といった緊急かつ重要な問題について、電話会談も含め種々の機会に協議が行われたほか（首脳・外相レベルでのやりとりの評価については「政治対話の積極的な実施」を参照）、日露次官級協議をふくむ各種事務レベルでも以下 (イ) ~ (ニ) をはじめとする数多くの協議が行われた。ロシアは北朝鮮、イラク、CIS (旧ソ連諸国) 諸国等と伝統的に独自の関係を有することから、同国との情報交換で得るものは多く、わが国のこれら地域に対する政策を考える上で、また、日露の相互理解の促進という観点からも有益であった。 国際舞台における協力の分野におけるこのような具体的な協力の進展は、日露関係を幅広い分野で進めていくという基本政策から見て、適切なものと考えられる。</p>	

8月18日	六者会合前の日露事前協議
8月27日～29日	六者会合
10月1日	中東情勢に関する日露協議
10月2日	アジア情勢に関する日露局長級協議
11月6日	ラテンアメリカに関する日露協議

(3) 優先性

上述のとおり、「国際舞台における協力」は、「日露行動計画」の6つの重要な柱の一つとして掲げられている。「行動計画」の着実な実現を通じて、日本とロシアの間で幅広い分野における協力を進めて、両国間の信頼関係を築いていく中で、平和条約交渉を更に前進させていくためにも、国際舞台における協力は優先的に実施されるべきものであった。

4. 【評価の結果】

(1) **施策の継続** (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他
【理由】

現在、「日露行動計画」が着実に実施され、グローバルな問題の解決のための協力分野及び軍備管理・軍縮・不拡散分野における協力が進展され、イラク情勢、朝鮮半島情勢等の地域情勢に関する対話が行われ、国際舞台における協力が推進された。今後とも「行動計画」の着実な実現を通じて、「国際舞台における協力」を推進していくことが重要である。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・「日露行動計画」(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kodo_0301.html)

7. 【備考・特記事項】

各行事について最低限の要員で行う一方、大型行事は全課体制で対応する等、状況に応じて人員を柔軟に配置することにより、人的・時間的効率化を図った。また、出張についても必要性を精査した上で最低限の人数で行い、コスト削減に努めた。

国際舞台における強力な推進の成果を測るには、短期的に目に見える統計やデータ等、定量的な評価が困難であるため、長期的な視点が必要であることに留意すべきである。そのため、本評価シートにおいては、施策の効果の分析ではなく、これまでの事実関係、経緯、現状を説明することに主眼を置いている。

3 9 政治対話の積極的实施

評価責任者	欧州局ロシア課長 松田 邦紀
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 18 日
<p>1 .【評価を行う目的】 対露外交の基本方針、その進捗状況、及びその効率的実施の状況につき、国民への説明責任を果たす。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】 首脳レベル、閣僚レベルの緊密な政治対話を推進。平成 15 年 1 月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」では、6 つの柱の内の重要な柱の一つとして「政治対話の深化」が掲げられ、両国首脳間・閣僚間等の様々なレベルでの交流を拡大させる旨表明された。</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性 「日露行動計画」の 6 つの重要な柱の一つとして掲げられた「政治対話の進化」を積極的に実施することは、幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図るという基本政策に資するものである。</p> <p>(2) 有効性 以下のとおり、平成 15 年度を通じて、日露間では、電話会談を含めあらゆる機会を捉えて首脳・外相レベルにおいて会談が行われた。また、ハイレベルでの政治対話に加え、次官級、局長級での協議も頻繁に開催された。特に平成 15 年 12 月のカシヤノフ首相の訪日においては、「共同声明」が採択され、同年 1 月の小泉総理の公式訪露を含む首脳及び閣僚レベルでの接触が、日露両国関係の幅広い分野にわたる着実な進展にとっての重要な契機となっており、このことが両国民間の信頼感及び相互理解の深化を大きく促進されてきている旨確認された。</p> <p>【首脳・閣僚レベル会談】 平成 15 年 4 月 イワノフ国防相の訪日 平成 15 年 5 月 日露首脳会談（サンクトペテルブルク健都 300 周年記念行事） 平成 15 年 5 月 日露外相会談（G8 外相会合：パリ） 平成 15 年 6 月 川口外相の訪露（貿易経済政府間委員会共同議長間会合：ウラジオストク） 平成 15 年 9 月 日露外相会談（国連総会：ニューヨーク） 平成 15 年 10 月 日露首脳会談（APEC 首脳会議：バンコク） 平成 15 年 12 月 川口大臣とカシヤノフ首相の会談（カシヤノフ首相の訪日：東京） 平成 15 年 12 月 小泉総理とカシヤノフ首相の会談（カシヤノフ首相の訪日：東京）</p> <p>(3) 優先性 上述のとおり、「政治対話の深化」は、「日露行動計画」の 6 つの重要な柱の一つとして掲げられている。「行動計画」の着実な実現を通じて、日本とロシアの間で幅広い分野における協力を進めて、両国間の信頼関係を築いていく中で、平和条約交渉をさらに前進させていくためにも、政治対話の積極的推進は優先課題の一つであった。</p> <p>4 .【評価の結果】 (1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他 現在、「日露行動計画」が着実に実施され、首脳及び閣僚レベル等での接触が日露両国関係の幅広い分野に亘る着実な進展にとっての重要な契機となっており、このことが両国民間の信頼感及び相互理解の深化を大きく促進されてきている。今後とも「行動計画」の着実な実現を通</p>	

じて、政治対話の積極的実施を図ることにより、ハイレベル及び事務レベルでの協力関係の進展に努めることが重要である。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「日露行動計画」(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kodo_0301.html)
- ・「M.M.カシヤノフ・ロシア連邦首相の日本国公式訪問に関する共同声明」
(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/seimei_0312.html)

7.【備考・特記事項】

各行事について最低限の要員で行う一方、大型行事は全課体制で対応する等、人員を柔軟に傾斜配分することにより、人的・時間的効率化を図った。また、出張も最低限の人数で行い、コスト削減に努めた。

政治対話の積極的な実施の成果を測るには、短期的に目に見える統計やデータ等、定量的な評価が困難であるため、長期的な視点が必要であることに留意すべきである。そのため、本評価シートにおいては、施策の効果の分析ではなく、これまでの事実関係、経緯、現状を説明することに主眼を置いている。

4 0 相互理解の増進（人的交流・文化交流）

評価責任者	欧州局ロシア課長 松田 邦紀
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 18 日
<p>1 . 【評価を行う目的】 対露外交の基本方針、その進捗状況、及びその効率的実施の状況につき、国民への説明責任を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】 人的交流・文化交流を推進することは、日露両国間の相互理解を増進し、平和条約交渉の推進のための環境整備の一環として重要。平成 15 年 1 月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」では、議会・議員間の交流の拡大を支援すること及び 6 つの柱の内の重要な柱の一つとして日露両国の「文化・国民間交流の進展」が掲げられた。また、8 月に行われた「外交政策評価パネル」では、日本人の嫌露感情は根深いものがある一方、ロシア人の対日感情は良好で、この日露間の国民レベルでの認識の不均衡を是正していく必要がある旨報告された。 施策の概要以下のとおり（詳細は下記 3 . (2) 参照） (a) 招へい、(b) 大型文化行事、(c) 草の根交流事業、(d) 日露青年交流事業</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】 (1) 必要性 「日露行動計画」の 6 つの重要な柱の一つとして掲げられた「文化・国民間交流の増進」を積極的に実施することは、幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図るという基本政策に資するものである。</p> <p>(2) 有効性 (a) 招へい（オピニオン・リーダー招へい、対先進国招へい、議員招へい） 平成 15 年度においては、以下の招へい事業が行われた（平成 16 年 3 月末に、対先進国招へい枠でトロコンスキー・ノヴォシビルスク州知事が訪日する予定）。これら招へい者がわが国の政府関係者をはじめ、議会関係者、学界有識者と会談、懇談する等した他、わが国の文化と直接触れ合うことにより、対日理解を増進することはもとより、対日感情を好転させることができたものと考えられる。また、招へいを準備する過程において、在外公館が先方と緊密に連絡を取り合うことにより、先方との連携を深め、コンタクトを確立することができた。 このような招へい事業はロシア国内において大きな影響力を有する人物にわが国の重要性を認識させるとともに、議会や有識者を通じての世論における対日理解を高めていく上で極めて有用であり、対ロシア外交のツールとして必要不可欠であると考えられる。</p> <p><オピニオン・リーダー招へい> ・ 平成 15 年 5 月 ダヴィドフ右派勢力同盟サハリン副支部長 ・ 平成 16 年 2 月 ラティシェフ・ウラル連邦管区大統領全権代表</p> <p><対先進国招へい> ・ 平成 16 年 3 月 パウホヴァ全露テレビ・ラジオ会社副総裁兼文化チャンネル編集長 ・ 平成 16 年 3 月 バクラーノフ露科学アカデミー極東支部太平洋地理学研究所所長</p> <p>議員招へいについては、本年、ロシアにおいて国家院（下院）選挙が 12 月 7 日に実施されたため議会関係者、とりわけ、国家院議員は選挙運動に集中せざるを得ず、また、現在も国家院の</p>	

新体制が編成されたばかりであることから、国家院からの議員招へいは実現していない。他方で、連邦院議員に関しては、平成 15 年 1 月の小泉総理訪露の際の総理との懇談に出席した連邦院議員を中心に招へいを調整しているところであり、1 月 19 日から 29 日まで、右懇談に出席したオゼロフ連邦院国家安全保障委員会委員長を団長とする連邦院議員団 4 名が訪日した。また現在、右懇談に出席したペトレンコ連邦院経済政策委員長を団長とする連邦院議員団の訪日を 3 月 15 日から約 1 週間実施する方向で準備中である。

全体的な招へい費用が減少傾向にある中、特に新たな議員が出てきた国家院については、今後の日露関係の進展に寄与すると考えられる有力議員を見極めた上で、新たな人材を発掘しつつ、より効率的に招へい事業を実施していくことが必要と考えられる。

(b)大型文化事業

平成 15 年度は、日露両首脳の合意に基づき、「ロシアにおける日本文化フェスティバル 2003」をロシア全土で実施した。登録事業は 120 件以上にのぼり、どの事業も盛況で、大きな反響、広報効果が得られ、ロシア市民の対日理解と親近感を醸成することに役立った。

大規模な事業としては、NHK 交響楽団公演、近松座の歌舞伎、静岡県舞台芸術センターの「日本の舞台芸術」や、広島県の「ひろしまウィーク in サンクトペテルブルク」、能公演などが大盛況のもと行われたが、比較的小規模な草の根レベルの交流の果たす役割も小さくなかった。

日露は隣国でありながら、相互理解が必ずしも十分ではなく、二国間の関係発展の基礎は両国国民の相互理解にあり、日本とロシア国民はお互い文化に大きな関心を有するという共通の素地があるので、両国間の相互理解増進のために「文化」という切り口は有効であった。

本年 1 月の小泉総理訪露の際に採択された「日露行動計画」の中でも「文化・国民間の交流の進展」は重要な柱の一つとされ、具体的に、本フェスティバルの成功に向け日露双方が協力を強化することが明記されており、行動計画を着実に実施することができた。

「日本文化フェスティバル」により、対日理解の促進に大きく貢献したものと考えるが、今後ロシアにおいて世論調査を行い、対日理解・親近感にどれほど影響を与えたか、調査する必要がある。今回の成功に貢献した日露の関係団体との連絡を更に密にしていく。

(c)草の根交流事業

日露の人的交流は他の隣国と比較し、依然として規模が小さく、とりわけ草の根レベルにおける交流を促進していく必要がある。

平成 15 年度においては、以下の交流事業を実施した。本年が「日本文化フェスティバル」実施年にあたることから、フェスティバルの事業として位置づけた事業や、草の根レベルでの交流を促進したもので、多様な事業を実施できた。前者については、フェスティバルにからめ広報したことで、大きな広報効果を得ることができた。後者については、草の根レベルでの交流の促進に大きく寄与した。

また、草の根レベルでロシアにおいて対日理解の促進に貢献している人物を招へいし、関係者との意見交換や日本文化体験を行い、対日理解の醸成関係、当省及び各館とのさらなる関係構築をはかることができた。かかる人物を招へいできるスキームは他にはなく、日露間の草の根レベルでの交流には不可欠な事業である。

平成 15 年 4 月 指揮者西本智実・青木洋子氏と極東交響楽団の競演コンサート

(ハバロフスク)

- 4 月 ロシアに縁のある日本人作曲家作品コンサート(サンクトペテルブルク)
- 5 月 第 2 回日本映画ラリー(モスクワ)
- 5 月 日本に関するクロスワードパズル(ユジノサハリンスク)
- 8 月 生け花共同展(ユジノサハリンスク)
- 8 月 日本文化講習会及び日本料理講習会(ウラジオストク)
- 8 月 邦楽コンサート(ハバロフスク)
- 9 月 生け花ワークショップ(モスクワ)
- 9 月 日露落語交流(モスクワ)

- 10月 日本映画上映会（モスクワ）
 - 11月 グラフィック・アート交流（ハバロフスク）
 - 11月 ヤツァ・ウジ 木村国立経済大学東洋芸術センター長訪日招へい
 - 12月 津軽三味線公演（ウラジオストク）
 - 平成16年3月 日本食講演会（モスクワ）
 - 3月 クレイマン・映画博物館館長訪日招へい
 - 3月 茂山家狂言公演（ハバロフスク、ウラジオストク）
- （一部実施予定のものも含む）

ロシア5公館、草の根交流団体からの要望に基づき、限られた予算を効果的に活用しつつ、草の根レベルでの交流のさらなる促進を図る。

(d)日露青年交流事業

日露青年交流委員会による交流事業は、日露間の若い世代の交流を抜本的に拡充することが、長期的、継続的な国民レベルの相互理解及び信頼関係の強化に資するとの考え方に基づき、小淵総理の訪口の際に署名された「モスクワ宣言」の合意に従って、平成11年7月より事業を開始したものである。

本事業は約4年間に1412人の人的交流を実現し、日露双方の青年の双方の国への滞在経験に基づいた国民レベルの相互理解の促進に大きく貢献し、イワノフ外相はじめロシア各層より高い評価を獲得している。

人的な交流の少ない日露双方にとって本交流事業は有意義であり、「日露行動計画」の中の「文化・国民間交流の進展」の中でも「青年交流の充実」がうたわれている。

平成15年9月23日、モスクワにおいて日露青年交流委員会会合を開催し、「日露行動計画」に基づき、青年交流の充実をはかるため、本委員会での意見交換を踏まえ、10月1日より事業を実施していくことで意見の一致を見た。

<実績>

・平成15年12月	柔道関係者招へい	20名
・平成16年1月	若手外交官招へい	10名
・ 2月	日本語履修学生招へい	20名
・ 3月	教育関係者招へい	10名
・平成15年度	日本語教師支援	177名

また、平成15年12月のカシヤノフ首相の訪日の際に採択された「共同声明」において、「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」が盛況におこなわれ、これにより両国国民間の相互理解が深化していることが高く評価された。また、日露青年交流事業については、これまでの活動と日露両国の様々な分野の青年間の交流の拡大及び相互的理解の深化に果たした役割を肯定的に評価した。

日露青年交流委員会の枠組みを機動的に活用し、人的交流の政策効果を高めるような交流計画を策定し、着実に実行する。

(3)優先性

上述のとおり、文化・国民間交流の進展は、「日露行動計画」の6つの重要な柱の一つとして掲げられている。「行動計画」の着実な実現を通じて、日本とロシアの間で幅広い分野における協力を進めて、両国間の信頼関係を築いていく中で、平和条約交渉を更に前進させていくためにも、日露両国の相互理解の増進を図ることは優先的に実施するものであった。

4.【評価の結果】

(1) **施策の継続** (2) **施策の改善・見直し** (3) **施策の廃止、中・休止** (4) **その他**

現在、「日露行動計画」が着実に実施され、日露間の文化交流及び人的交流が拡大傾向にある。

上記の施策は、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後とも両国間の相互理解の増進に努めることは重要である。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「日露行動計画」(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kodo_0301.html)
- ・「M.M.カシヤノフ・ロシア連邦首相の日本国公式訪問に関する共同声明」
(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/seimei_0312.html)

7. 【備考・特記事項】

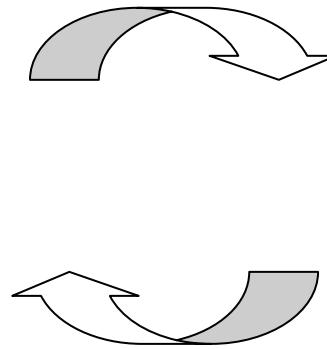
各行事について最低限の要員で行う一方、大型行事は全課体制で対応する等、状況に応じて人員を柔軟に配置することにより、人的・時間的効率化を図った。また、出張についても必要性を精査した上で最低限の人数で行い、コスト削減に努めた。

平成15年度内閣府実施「外交に関する世論調査」において、ロシアに関する親近感については、「親しみを感じる」が12年ぶりに20%を記録した。また、ロシアとの関係を「良好だと思う」は緩やかな増加傾向にあり、今回の調査でも3ポイント増加した。結果としては今回いずれの問いに対する数字も過去25年で3番目に良好な結果となった。これらは、相互理解の促進をはじめとする「日露行動計画」に基づいた幅広い分野での日露間の協力が進展していることが影響していると考えられる。もっとも、これらの数値の増加には多くの主体が関係し、外務省の施策による効果のみを抽出することは困難である。

相互理解の増進は、相互理解という目に見えないものの成果であり、また外務省の施策以外の外部的要因の存在により、理解の促進の度合いを定量的に把握することは困難であるため、長期的な視点が必要であることに留意するべきである。そのため、本評価シートにおいては、施策の効果の分析ではなく、これまでの事実関係、経緯、現状を説明することに主眼を置いている。

肯定的な相互作用

「日露行動計画」の着実な実現を通じて、日本とロシアの間で幅広い分野における協力を進め、両国間に真の信頼関係を築く。



四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針に基づき、粘り強い交渉を継続する。

「日露行動計画」：6つの柱

政治対話の深化

平和条約交渉

国際舞台における協力

貿易経済分野における協力

防衛・治安分野における関係の発展

文化・国民間交流の進展

「日露行動計画」の6つの柱

国際舞台における協力

- ・国際テロ問題への協力。
- ・対露非核化支援。
- ・北朝鮮・イラク問題対処への協力。

文化・国民間交流の進展

- ・「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」における協力の緊密化。
- ・青年交流の充実。
- ・第3回日露フォーラムの実施に向けた協力。
- ・人的交流拡大のための環境整備。

平和条約交渉

- ・四島の帰属問題の解決及び平和条約を早期締結するため交渉を加速。
- ・四島交流事業の発展。
- ・世論啓発事業。
- ・北方四島住民支援。
- ・北方四島周辺水域枠組み協定。

政治対話の深化

- ・首脳間の定期的な交流を定着。
- ・閣僚レベルの接触の拡大。
- ・議会・議員間の交流の拡大を支援。

貿易経済分野における協力

- ・貿易投資促進機構の早期設立。
- ・エネルギー分野における協力。
- ・環境、科学技術、原子力、宇宙、運輸、観光における協力。

防衛・治安分野における関係の発展

- ・ハイレベルの防衛交流の拡大。防衛当局間協議の継続。
- ・共同訓練、親善訓練の継続。
- ・国際テロ、国際組織犯罪等の脅威に対抗するための協力。

